

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第6回津市総合計画審議会
2. 開催日時	平成19年9月3日(月) 午後2時30分から午後5時まで
3. 開催場所	津市本庁舎8階大会議室A
4. 出席した者の氏名	(総合計画審議会委員) 村澤忠司会長、北村早都子副会長、阿部 勲委員、生川介彦委員、 今井幹雄委員、内山則夫委員、大窪久美子委員、大田武士委員、 岡野茂樹委員、柏木はるみ委員、川西紀美委員、川端治夫委員、 木下美佐子委員、小泉忠子委員、杉田勝哉委員、須山美智子委員、 中山大容委員、西川正志委員、畑井育男委員、濱野 章委員、 別所千万男委員、前田洋明委員、水井悦雄委員、矢沢 祥委員、 吉田 壽委員、若浪 常委員、若林 有委員 (事務局) 渡邊副市長、宮武市長公室長、渡瀬市長公室次長、野呂まちづくり計画 担当参事(兼)政策課長、石井まちづくり計画担当副参事、葛井まちづく り計画担当副参事、伊藤まちづくり計画担当副参事、澤井政策担当副主 幹、辻岡主査、草深主査、長井主査
5. 内容	津市総合計画基本構想試案(第1次試案)の概要について 今後の進め方について その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	1人
8. 担当	市長公室政策課政策担当 電話番号 059-229-3296 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

### ・議事の内容 下記のとおり

まちづくり計  
画担当副参事

それではお待たせいたしました。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第6回津市総合計画審議会を開催させていただきたいと思っております。審議会の開催にあたりまして、副市長の渡邊から一言、ごあいさつを申し上げます。

渡邊副市長

皆様、こんにちは。副市長の渡邊でございます。本日は大変お忙しい中、多数、審議会へのご出席を賜りましてありがとうございます。

本日、事項書にもございますように、津市総合計画基本構想の試案、第一次案をとりまとめ、きょうご提出申し上げました。今まで審議会でいろいろご議論いただきましたご意見等々を踏まえ、また、まちづくりフォーラムなど、いろんな場面で市民

の方々からいただいております意見を踏まえまして、この策定を進めてまいったところでございます。

基本構想ということで、ひじょうに理念的なことが言葉として多いので、非常にわかりづらいというご意見もいただいておりますが、私どもとしては、できるだけわかりやすい基本構想にしていきたいと思います。

ただ今回お示しした中で、重点プログラムという形で一番、具体性のある所については、今回の一次案には入っていません。これは次回の11月ぐらいを予定しております、二次案の中で、再度ご検討いただくべくお示しをさせていただきたいと思っております。まさしく今回は理念であるとか、将来像ということについて、十分ご議論をいただきまして成案に近づけたいと思っております。大変、短時間の中で、また多数のご意見をたまわることにより、大人数でご面倒おかけますがよろしく願います。皆様にご協力いただきますようお願い申し上げます、冒頭でのごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まちづくり計画担当副参事

それでは、さっそく審議会を進めていきたいと思えます。委員さんの方々のうち、本日、井坂委員、川端委員、櫻井委員、竹林委員さんにおかれましては、所用のため、やむを得ずご欠席との報告をいただいております。次にまた、大窪委員におかれましては、所用のため遅れてこられる旨、連絡をいただいておりますので、ご報告をいたします。

さて、本日の審議内容でございますが、事項の1番目といたしまして、このほど「津市総合計画基本構想試案 第一次案」がまとまりましたので、議案の概要でご説明をさせていただきたいと思えます。資料につきましては、事前にお送りしました、第6回資料1といたしまして「津市総合計画基本構想試案 第一次案の概要」と、第6回資料2といたしまして、「津市総合計画基本構想試案 第一次案」の二つによりまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

次に事項の2番目といたしまして、第3回審議会の際に、ご審議をいただきました本審議会の進め方に基づきまして、今後の審議の進め方、具体的には試案についての分科会に分かれての審議のポイントにつきまして、お諮りさせていただきたいと考えております。

それでは、津市総合計画審議会条例第6条の規定によりまして、会長が議長となると定めておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

村澤会長

あらためまして、皆さんこんにちは。きょうもたくさんの方がご出席いただきましてありがとうございます。それでは座って進行させていただきます。

では、先ほど言われましたように、議長として本日の会議の成立条件ですが、委員30名のうち25名が現在、出席していただいております。5名が欠席ということで、津市総合計画審議会条例、第6条第2項の規定によりまして、会議の開催要件であります過半数の出席を満たしておりますことから、本日の会議、第6回津市総合計画審議会が成立したということで、会議を開催させていただきます。

はじめにあたりまして、会議録の署名委員を任命させていただきます。毎回行っていると思いますが、名簿の順に進めておりますことから、本日は小泉委員と杉田両委員にお願いしたいと思います。ご署名のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入っていきたいと思います。「津市総合計画基本構想試案 第一次案の概要」について、事項書にしたがいまして審議をしていきます。その概要について、事務局から説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたしません。

<事務局>

<事務局説明>

村澤会長

はい、ありがとうございます。初めにちょっとお話するのが遅れましたが、前回7月上旬でしたか、第5回目の時に一応、この総合計画審議会の分科会に分かれて議論して発表していただいたわけですね。その内容をできるだけ、素案の中にとり入れていただきたいという皆様方の要望がありました。3ページほどで、各班ごと1ページでまとめて、市のほうに要請しております。今、お読みいただいた中で、いくつか心あたりのあるものが出てきたと思います。多くの部分を取り入れていただいているなと私は感じておりますが、そのことを申し添えておきます。

それから今、説明していただきましたのは、これは素案であって、初めに副市長がおっしゃられましたように少し具体性に欠けるような箇所もいくつかあります。そういったところも、今後、第二次案では、充実した案を出していただけると思うわけですが、とりあえず、きょう初めて我々は素案を見るわけですね。去年の11月から議論して、あるいは勉強してきました内容に基づいて、きょう説明していただきました、この素案について、少し今から、議論をしていきたいと思います。あとで、この事項書の第二番目になりますが、細かいことについては、また班を分けて具体的に議論していこうと考えております。

それでは、時間をとって、今説明していただきました内容について、きょう初めて見られた方もいらっしゃるのではないかと思いますから、十分な内容はなかなかご理解いただけないと思いますけれども、今、説明していただいた中で、もう少しここを説明してほしいとか、あるいは我々が思っていたのとは違うのではというのが、お考え、お気づきになられたと思いますから、その辺の所を、意見を出していただいて、併せて事務局から説明していただくように時間をとりたいと思います。

それでは、今、説明していただきましたことに対して、少しご意見を、あるいはご質問を出していただきたいと思います。いかがでしょうか？

どうでしょうか。なかなか口火を切っていただけないようですから、では、杉田委員から口火を切っていただいて、多くの方にご発言いただきたいと思いますから、例によって簡潔に、要領よく質問していただきたいと思います。それでは杉田委員、お願いします。

杉田委員

その前に、第5回の時に、私が質問して吉田委員からお答えをいただいたことで、ちょっとまた理解できないことがありますので、そのことを先に聞かせていただきました

い。

といいますのは、介護保険を支払っている人の15%が、いわゆる介護保険にかかったら、介護保険制度はいわゆる赤字になってしまうと、こういうふうに私が申し上げたら、吉田先生は、今30万人の中で6%であると。30万人と、つまり払っている人、払っていない人関係なしに、人口対高齢者の介護に向けて、その辺のギャップがありますので、この辺はちょっと訂正させていただきたいなど。そうでないと、あのままですと、なんか、私の言うたことが違っているように聞こえますので、その辺のところをお願いしたい。これが、まず一つ。

今度は、新しいこの基本構想の素案についてです。先ほどから申し上げていますように、ほとんどが非常に抽象的であって、ものすごくわかりづらいというのが本音のところでございます。「構想」とは何か。基本構想といわれますが、これは目的を持って、施策体系の目標と方向性を示すものが、私は構想ではないかと思えます。それから、「計画」とは何か。それは目的を具体的に、何をいつまでに完成させるかというのが計画ではないかなと。そのように構想と目的が一緒にならんように、ひとつその辺の整理を、もう少し具体的にさせていただきたいなど、こういうように思います。

いろいろ私もまだありますけれども、重要なところだけ、もう一つお願いしたいのは、要するに「行財政改革の推進による健全財政の確保」45ページでございます。基本的にこれが、8月28日の朝日新聞の記事で、「旧久居市の給与上乘せ支給問題、3億7500万円返還求める」とか、こういうような形で、ある意味では、非常に病んでいるとちゃうかと。この津市は。その病んでいるんやったら病んでいる所をまず治さないとですね。要するに、心臓が悪いのか、それとも足にけがをしたのか。この辺のところ、足にけがをしたことばかり言っているかもしれないので、この心臓をまず治してから、どんどんと積み重ねていく原点というものを、もう少し明確にさせていただきたいなど、このように思います。

いろいろ準備はしてきましたけれども、とりあえず、それだけにさせてもらいます。

村澤会長

ありがとうございました。提案の介護保険に関連した件で、吉田委員に説明を求めるわけですね。

吉田委員

わかりました。その介護保険料を払っておる人を分母として、使っている人を分子とする、それが15%ですね。分子は、この前も申しましたが、9,000人です。それから、介護保険を払っているという人は、ちょっと私、人数は知りませんが40歳以上なのです。津で40歳以上の人口というのは、どれぐらい？

村澤会長

それでは、ちょっとまたあとでその辺のところは教えていただくということで、吉田委員のほうで関連したところを説明していただけないですか。その数値がないと、次の話に進めないですか？

吉田委員

いやいや、これはまた数字が出るまで置いておいていただいたらいいんですが。私も、その40歳以上の被保険者の数というのはわかりませんので、きょうは教えてい

ただければ、すぐ数字は出ます。まだ15%は、いってないんじゃないかと思えますけどね。用意してください。

村澤会長

今、十分じゃなかったんですが、数値がまだ不明ということもあって、杉田委員が求められた質問に対して十分な答えになったのかわかりませんが。また、詳しい数値がわかり次第、お話を、また今後していただきたいと思えます。

一応、介護保険の件については、そこまでにしておきまして、本論である試案のことに関して、もう1件杉田委員から出ておりました計画と目的。これについての具体的なことが少し不足していると。特に行財政改革に関連したことの話が出ましたけれども、この辺について、事務局でご説明お願いいたします。

<事務局>

政策課の伊藤です。よろしくお願ひいたします。今、構想と計画との関連性についてご質問をいただきましたが、ご指摘にあったように構想については、特に総合計画の構想につきましては、中長期的なまちづくりの理念であるとか、方向性を示すという形になります。

さらに、その総合計画には基本構想と、あと基本計画というのがございますけれども、これは基本構想の第二次案、先ほどご説明がありました第二次案と抱き合わせで、またお示しをさせていただきたいと思っております。その中には、ご指摘のあった目的を具体的にして、何をいつまでにするという、このスケジュール管理を重視したその期日をお示ししていきたいと考えております。

したがいまして、現段階は、最初に副市長も申し上げましたけれども、中長期的な方向性を今、表現しておりますので、そういった意味で、なかなか具体的に何をやるのかということが非常にわかりづらいという面がございます。その点につきましては、重点プログラム、さらには先ほど申し上げた基本計画の中で、どういった事業を、たとえば、いつ着手する、いつまでにする。そういった点を今現在、検討しておりますので、より具体的に地区の方向性がわかるのかなと思っております。11月ぐらいを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の、旧久居市の給与問題等々で新聞紙上でいろいろと公表されておりました、ご心配をおかけしておりますが、第6章の「構想を推進するために」の構成としまして、まず第一として、行財政改革の推進による健全財政の確保。2番目としまして、行政経営システムの構築という順序で挙がっております。

まず合併をしまして、特に津の場合は、10の市町村が合併をいたしましたので、一つの自治体として見た場合、ムリ・ムラがまだいろいろと存在することになっていきます。そういったものを改善していくのが行財政改革。これは、総合計画の策定に先行して今、進めておりますが。そういった行財政改革の推進を踏まえまして、行政経営システムというのは、一つの自治体としての新しい行財政運営の形を構築していこうというものでございますので、そういったご観点でご覧いただきますと、よりわかりやすくなるのかなと思っております。

村澤会長

ありがとうございます。それでは、内山委員、お願ひいたします。

内山委員

先ほどからの構想と計画との関連についての質問でございます。基本構想は、10カ年計画です。基本計画は、5カ年の前期と後期と分かると書いてあって、今回は、前期の5カ年の基本計画を書き込むと、こういうことに説明がなっていますね。ということは、後期の5カ年の計画はこのプログラムに、計画には入れないと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。それが1点でございます。

それから、具体的な重点プログラムは、11月にお示しされるということをお伺いしたんですが。その中に、合併のときのいろいろな各町村からの20ほどのプログラムがあると思いますが、それらもおりこむつもりでおられるのかどうか。その辺は、どの時点でお示しになるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと意見でございますが、よろしいでしょうか。

行財政改革の推進ということは、行財政の効率とかが非常に必要だということは理解できるんですが。この中で45ページに、ちょっと気になる表現がありますので、これは意見として申し上げたいと思います。45ページの「行財政改革の推進による健全財政の確保」という項目がございまして、この中ほどに「積極的な歳入の確保と徹底した行財政改革による財政構造の見直しが前提となる」と、こういう表現が入っております。私から見れば、この「積極的な歳入」というのはむしろ増税が先に出ているような印象を与えるので、むしろ表現としては、まず、徹底した行財政改革によることをやって、そののち、足らないものは「必要な歳入の確保」というような表現にすべきではないかと。これは意見でございますけど、ちょっと申し上げたいと思います。以上でございます。

村澤会長

ありがとうございました。この基本計画についてのお話は、当面の5年間という意識でつくられているということですが。そのあとの合併時の20項目の案のプログラムの件については、どういう具合にこの素案の中に取り入れられているのか、その辺のところを説明いただけますか？

<事務局>

合併協議において、合意事項として引き継がれた20事業につきましては、27ページの「第4章 まちづくりの施策体系」の所に、その取り扱いの方向性を書かさせていただいております。その中で今後、重点プログラム、あるいは総合計画、基本計画におきまして、「事業のあり方を検討し」と書いてありますが、20事業の中には、たとえば、現校舎の耐震化、あるいは道路整備といったように、事業としてあまり検討の余地のないもの、それをやるかやらないかを判断するものもありますし。あるいは、事業の在り方そのものを、もう一度、新市の目から見て、より効果的にこうしていくという、検討が必要なものもございますので、そういった検討を、現段階で重点プログラム、あるいは基本計画において、各所管で調整をしているところでございます。その中で、たとえば、基本計画ですと、先ほど前期5カ年の中で、20事業の中でどういったものやるのかということにつきましては、具体的に追いかけていくということになります。この基本構想の中で、20事業の位置付けについても少ししておりますけれども、ただ事業はなかなか見えてきておりませんので、そこら辺がより

見えるような形で、基本計画については整備をしていきたいと思っています。以上です。

村澤会長

よろしいですか。

最後の45ページでの文章表現の所ですが、45ページの下の段の真ん中辺です。「積極的な歳入の確保と徹底した行財政改革による財政構造の見直しが前提となる」、この文章表現ですが、これに対して、これは表現逆じゃないかということですが。この辺、何か特別な意味があっそう書かれたのか、どのような意図があるのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

<事務局>

歳入確保というのは、増税とか使用料の値上げとか、そういうことだけではなしに、新たな歳入確保というのが一つ、発想としてあります。今、広告料収入とか、いろいろとそういった面で工夫しながら歳入確保しておりますし。それからもう一つは、本来いただくべきお金、滞納などでもらっていないものもありますので、そういった所をしっかりとやるという、そういう意味が込められておりますので。まあ順番については、また検討させていただきますが、ご理解をいただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどありました基本計画、後期計画でございますが、今回は作成を予定しておりません。前期計画だけになっています。

内山委員

ありがとうございました。

村澤会長

では、岡野委員から、ご質問お願いいたします。

岡野委員

一通りご説明いただきましたが、その中で、少し確認したい点が2、3があるんですけど。

一つは、46ページの「行政経営システムの構築」がございますが、ここに事務事業評価について、事務事業の進行管理として、これは挙がっておると思われますけど、個々の内容についての事務評価になっていくんじゃないかと思われるんですが。今、おっしゃられた、先ほどのご説明の中でも、その優先度です。そういったことの、今の事務事業評価というのは個々の事業についてであるならば、優先度の評価というのは相対評価が必要なんじゃないかと。いわゆる協働型政策評価といいましょうか、そういうことが、一つ対応して出てくると思われます。

それから、事務事業評価の中でも事前評価として、一般的なコスト削減優先評価といいましょうか、市長が大所高所からの方針を示すことが大事になってこようかと思われれます。これは、民間企業などに置き換えた場合の考え方を少し話させていただいているんですが。予算要求や財政編成をする前に、そういったところでの事前評価も必要になってくるのではないかと。

さらに、そういった中でこういった評価システムの構築というのは、事務事業評価、いわゆる個々の事務事業の進行管理としてのやり方と、相対評価としてのある、いわゆる優先度評価です。それをどうするかということになってこようかと思われれます。

それがまず一つ、そういう優先度評価だとか、コスト削減優先評価というのは、この政策評価と事務事業評価の二つの評価を踏まえて、システム構築といわれているけれども、そういう重点プログラムの展開をしていくためには、ほかにも必要ではないでしょうかということ、ご提案したいのが一つ。

それから、先ほどもいろいろと行政の改革の中でも出ておりますけれども、健全財政の確保という点からは、現状の問題点ですね、いろいろとあります。現にあるわけですが、こういうものを全部、抽出していただいた上で、それでどうそれらを理解して対応するかということが、まず総合計画の中でも、事前にオープンにする必要があるんじゃないかということがいわれると思います。

それから、今、申し上げましたような、市長が大所高所の方針を示すということが非常に大事だと思われまます。それは、今の総合計画の中にも、所信表明だとかいろいろなところが、考え方として織り込まれておるわけですが、それをベースにしますと、2ページに、基本計画の今、期間がそれぞれ出ておりますけれども、これが市長の任期との整合性、関連等がどうこの中には、こういったところの考え方が織り込まれていくのか。ちょうど各基本計画の中間年度、策定時から3年度で見直しだとか書いていますけれども、そこら辺の整合性はどう考えていくのかですね。当然、市長がそのままずっと続いておれば、そのままの考え方でいいかと思いますが、一つずつ、少し区切りの考え方も整理していく必要があるんじゃないかと思われまます。

それから、重点プログラムがあるんですけれども、ここらあたりの改革の推進メンバーですね。具体的に誰がどういうことでやっていくのか。これらは、外部からのメンバーを要請するのか、しないのか。基本的には従来、津市の行政の方々というのは、ずっと昔から変わっていらっしやらない。副市長がいらっしやっておりますけれども、それ以外は従来メンバーのままですから、考え方を改革だ、改革だと言っても、その中身は歴史が変わっていないわけですから、これからもそんなに変わるのかなと。考え方は、いろいろとこういうふうな内容ですけれども、新しい人材は必要ないのかどうか。そういうようなところを少し、これから運用に対してどうするのかということ、

それと、もう一つ45ページ、行財政改革の中で一番下に書いてございます、「公共施設についてはその維持管理経費が大きな財政負担となっていることから、利用頻度が乏しく、老朽化が進んでいる施設を中心に、統廃合を含めた見直しに取り組みまます」とございます。これは総合支所の問題とか、小中学校とかいろいろな、あるいは公民館とかもろもろあろうと思われまます。特に元気だとかいろいろなことから考えまますと、高齢社会に向けてのこれから相当な方々、40%に近いゾーン、オーバーしているゾーンもございまますし。当初にも書いてありますように相当高齢化が進むということからしまますと、それぞれの都心部以外ですね。農村部のエリア、このゾーン区画からいきますと、都心部以外です。その所での高齢化が、どんどんこれから進んでいきます。都心部へなかなか出てこれない。それが、廃統合という形でなされまますと、サービスの低下というのは当然、非常に今現在でも高齢化の方々は不安を持っておられます。医療問題もそうでございますが。

そういった、各行政の公共施設に対する住民に対する満足度を、十分に行政サービ

スの末端での低下にならないような、現状生かされている機能はそのまま、もっとサービスをいわゆる増やす必要の所もございりますが、少なくとも現有機能は残して、施設はこの見直しの中にも「統廃合を含め」と書いてありますが、これ全部なるとは限らないと思いますが、機能を残した上で縮小するとか、いろいろな形を工夫いただく中で、利用頻度が乏しくとも必要な中身はこれからどんどん、そういった行政サービスを効率的に提供していくということからしますと、効果を、効率をとということだけではなくて、十分な、サービス低下にならないようなことを書いていただきたいというようなことも提案したいと思います。

以上でございますが、ご意見をいただきたいと思います。

村澤会長

いくつかお話が出ているわけでございますが。まず、46ページ、行政経営システムの評価についてですが。これについて、まずご説明いただきたいと思います。

<事務局>

行政経営システムの評価につきましては、今、委員からお話があったように新しい公共経営の考え方ということで、可能な限り民間で取り組んでいるものを参考にしていきたいと考えております。その中で、事務事業評価にかかわって、その優先度の評価というのがございましたが。優先度には大きく二つあって、政策的に優先度が高いものと、先ほどご指摘にあったコスト削減にかかわって、その優先度をどうしていくかという点があるかと思えます。

まず、その政策的にその優先を付けていくという観点からは、第5章のこの重点プログラムにつきましては、今後ここを重点的に取り組んでいくものとして、今、位置付けて検討しておりますので、この重点プログラムにかかわる事務事業が、より優先されるという形になります。

そして、コスト削減でございますけれども、当然予算要求の前に一度評価をして、それから予算編成をしていくということで、まだこちら辺の手順とか仕組みを庁内で検討中でございますが、例えば、スプリングレビュー、サマーレビューという形で、予算編成の前の事前点検のときに、そういった評価の要素を取り入れるという点についても含めて考えております。

いずれにしても、その評価につきましては、また第二次案、あるいは基本計画をお示しする中で、より具体的にしていきたいと思います。以上です。

村澤会長

併せて財政のことが少し話が出ておりましたけれども、現状の見直しからやっていくべきではないかという話もあったんですが。その辺はどうですか。具体的に、何かそういうようなことを想定しているのがあれば、例を挙げて説明していただくとありがたいと思います。

<事務局>

財政についてですが、先ほど杉田委員から久居の給与問題とか、いろいろとそういう問題点については指摘をいただきましたが。これも合併した段階で、それぞれ旧の市町村の中では事務のやり方もいろいろありまして、そういった整理をされてきたということで、その中でこういう給与問題も出てきたということになるわけですが。大

きくは、行財政改革の実施プランの中で160項目も挙げておりまして、これをまずしっかりやっていくということで、今、もう前倒しでどんどんこれは進めてきております。

そういうことで、まず財政的にはそういうことを進める中で、そこで軽減された財源について、それをまず、この総合計画で有効活用していくということになってまいります。これからの基本計画の中で、財政見通しを立ててまいりますので、その中でどれぐらいの財政規模で今後、5年間やっていくかというのは、ある程度はっきりしてまいります。

現状の予算規模、予算の状況では、なかなかこういった事業を十分やっていくことができませんので、当然それは行革ですとか、そういった事務のスリム化というのを前提にやっていくということになりますので、またそれは基本計画の中でも、ご審議をいただきたいと思います。

それから、市長の任期とこの計画との整合性というような質問がございました。、市長の任期は4年でございますが、そこでいくと5年間の基本計画は、若干整合が取れないということがあるんですが、ここは3年で見直しということも考えておりまして、具体的な事業については、その段階での見直しということも出てまいります。この構想、10年を見通した津市の方向性というものについては、そう大きく変わってくるものではないのかなと思っております。

それから、重点プログラムのほか、事業の推進についてでございます。これについては、現在検討の中でプロジェクトチームを編成して、各部門が横断的にこの事業の推進についての検討をしております。特に「地域がやきプログラム」につきましては総合支所単独ではなしに、これが横断的に連携をして、またそこに本庁の所管がかかわって重点的な取り組みができるかどうかという検討を進めておりますので、当然、その事業の推進につきましても、そういったプロジェクトの推進体制というものになってくるのかなと思います。ただ、言われましたように行政内部だけの考え方というのでは少し不十分な点もあると思いますので、そこは民間の方の考えなりを入れていく必要があると思いますし。特に元気づくりプログラムなどにつきましては、これは市民の方々が中心となって動いていただけるような事業になりますので、ここでは特にそういった民間ベースの起用というか、参加というところを、しっかり考えていく必要があると思います。

それともう一つ、公共施設の統廃合についてもご意見をいただきました。確かに、基礎調査にもありましたように、公共施設、今の津市はすごく多くの施設を抱えておりまして、それぞれ維持管理経費等々が、今、財政を圧迫している一つの要因にはなっております。また、老朽化しておる施設もかなりありまして、これも改修も考えていきますと、非常に大きな財政負担になってくるのは事実でございます。ただ、これの見直しにつきましては、その施設のやはり必要性、重要性、それからその地域でのこういった役割を占めているのか。当然、その高齢化の現状の地域では、こういったその施設の必要性、要求というのがあると思いますし。逆にもう少し、利用がなくなってきたという施設もあると思います。そういうところを踏まえて、あまり大きなサービスの低下ということであっては問題があると思いますが、そこは高齢者の方にと

っては、例えば、今後バス交通を中心としたバス交通システムを、もう少し利用しやすい交通システムというのも考えてまいりますので、そういったところと総合的に施設の利用というのも考えていただければなと、思っております。ただ、先ほど言いましたように老朽した施設を今後どうしていくかというのは、ちょっと大きな課題になっておりますので、ここは統廃合も含めた十分な検討をやっていきたいと思っております。

村澤会長

ありがとうございます。

岡野委員

すみません。行政経営システムの構築の中でお答えいただいたんですが、重要度、重点プログラムから優先するんだよということですが。では、その選ぶベースになっているのは、何なんだということ。私が言っているのは、行政経営システムの中にこの二つだけしか取り入れていませんねと。この中身から言いますとね。行政評価、事務事業評価、こういった中で、「二つのプログラムを評価を踏まえ」と書いてあるわけです。それで、行政経営の評価をする総合的な行政評価の仕組みを導入しますとなっているので、そうじゃなくて、そのほかにも今、言いましたように優先度評価もあるでしょうと。コスト削減優先評価もあります。これは事前評価です。それから事後評価もあります。結果が出てどうだったのと。

行政の場合は、かなりの予算査定の段階でも、事後評価というのがありません。どうだったのかという、評価に対する結果が出ていないのです。事業をやりました。やりましたよということであるんですが、実績に対する予算でなくて予算に対する予算の立て方、予算組編成をされています。それでは全然、行財政改革の意味がないので、実績に対する予算という形で予算編成は組むべきものであろうかと思うんですが、その点が、どうもずっと僕は理解できていないんですが、そうしたことを踏まえて、行政経営のシステムというのは何なんだと、その構築をするときですね。それが一つ、もう一度確認したい。

それから、問題点の抽出ということに関しまして、今、お答えいただいたんですが。老朽化だとか、いろいろとそういう統廃合の構築物もございますけど、あるいはいろいろと今までも現状の問題点が各分科会で出ております。みんなお金がかかってくるわけです。改善したり、改造したり。それからさらに、その上に立ってどうこれから、書いてあります、住みよいまちづくり、安心な安全のまちづくり、いろいろありますけれども、していくのかという現状整理のためのお金が、当然要るわけです。

いずれにしても私たちの税金でございますので、何にどう使われるのかということ、すべてをはっきりと示すシステムを、つくっていただきたいということがございます。そういう点で問題点を抽出して、その問題点を整理するのにいくらかかるかということがございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

村澤会長

今、岡野委員の言っておられましたことは、こういう計画を実行していく上で非常に大事なことです。またきょうすぐ答えというのではなくて、次回の会議までにもどんな対応を市として考えているのかということも説明していただくということ

で、今回は、質問だけで終わりたいと思います。

それでは、きょうの議論は、全般的な議論を少しやって、あと第4回目のときもお約束しましたけれども、さらに自分の関心のあるテーマについて、さらに分科会をつくって議論していこうということを約束しておりますから、きょう、そのことを後半で少し話を進めたいと思います。そのため、少しあと時間を取っておきたいために、全般的なこの質問は、あとお二人ほどで終わらせていただくといことで、阿部委員から少し質問が出ておりますから、お願いいたします。

阿部委員

ありがとうございます。時間内で、いろいろとありますけれども、二つだけ、ちょっと。

一つは、先ほど内山委員が言われたこと、45ページの行財政改革。先ほどから歳入確保が先かという話ですが、やはり内山委員の言われたことに大賛成です。先ほどの、諮問式のときにもちょっと申し上げたんですが、我々は「赤字がいくらですが、やります」というのは、よくわからないんです。なお、わからないのが、最近、元の政府税制調査会の会長さんが消費税について、「初めに税率アップありきは妙だよ、変だよ」と。というのは、ここは関係ないですが、たとえば年金積立金の運用損益の場合もかなりの狂いが出ていますよと。それから、特別会計も全体では余っていると。天下りを規制して、特殊法人を廃止し、無駄を省いてやると何兆だか出てくるという意見が出ています。こういうのを見ますとね、赤字いくらですよという話と、細かいなというふうな、常に我々は国対しても、地方に対しても。ということで、やはり、収入となるべきものを積極的に云々というのは、先ほど事務局の話がありまして、これはやはり行財政改革の中に入ってくるでしょう。だから、そういう意味で私としては内山委員のご意見に全く賛同しました。

それからもう一つ、34ページをちょっと見ていただきたいんですが、「活力のあるまちづくり」というやつです。これを見ますと、「自立的な地域経済の振興、交流機能の向上、観光の振興」というのが載っているんですが。どうもなんか経済優先の話ばかりで、それでいいのかなという気がするんです。結局、やはり市民が「いい場所に我々は住んでるわ」と思われるような、まちづくりをするのが最終目標だと思うんです。そうすると、ここに書いてある「各地域がそれぞれの特性を高め合うことにより云々」とある。これは別に経済の振興とか、云々だけでない話だと思うんです。そっちの話が全然ない。あったほうが、いいんと違うのかなあと。住んでいて、住んでいることを実感して、いいとこに居るわということを思えるような、コミュニティの人たちが、そういうことを思えるような、いいコミュニティの出来るための施策はどうするかというところがないと、基本的なその「活力のあるまちづくり」にはならない。やはり今までの日本のやり方と同じで、「経済優先・収益優先」というやつはおかしいんじゃないかという、今、そういう世の中になっているわけですから、やはりそういう事項も入ったほうがいいんと違うかなあと。これは、老婆心ながら。

村澤会長

前半の文章表現のところの新たな財源確保については、内山委員から質問がありましたときに少し市のほうから説明していただいております。後半の「活力があるまち

づくり」のことに、今、34ページですか、ここに提示していただいたんですが、何か市のほう、事務局のほうで追加説明していただくことがあれば、お知らせいただきたいと思います。お願いいたします。

<事務局>

34ページの「活力のあるまちづくり」の中で、経済が中心であるということですが、この施策体系につきましては、分野ごとに分類をいたしまして、この「活力のあるまちづくり」については、産業振興の分野を主に取り扱っております。

ご指摘のように地域の活力を高めるといのは、産業とか経済ばかりではありません。そのコミュニティの中のさまざまな活動が活発化する。あるいは、地域外からその地域に人々がやってくる、そういったような観点も必要になってまいります。そういった部分につきましては、たとえば、37ページの5の「参加と協働のまちづくり」の中で、市民活動を活発化・促進していこうであるとか。あるいは、少し戻っていただきまして、32ページ、33ページには「生涯学習スポーツ社会の形成」あるいは「文化の振興」の中で、生涯学習であるとかスポーツ活動、さらには文化活動を活発化していこう。そういったものを、市民活力として高めていこう姿勢は持っております。

そういったものが、地域で、こういった活動をより高めていくのかというところが重要になると思いますが、そこら辺につきましては、重点プログラムの中の44ページの「地域輝きプログラム」。実はこの部分で、今おっしゃったような、例えばこの地域はこういった活動に着目して高めていこう。それで、住みよいまちをつくっていこうと。そういった狙いを持っておりますので、今いただいたご意見につきましては、庁内に戻しまして、よりそういった観点を強くチェックをするようにしたいと思っております。

村澤会長

また第二次案では、それなりの表現が出てくるかなと思いますから、それを期待したいと思います。

大田委員

私4時半に出なければなりませんので、一言と思ひまして。次、5時からの会議がございますので、すぐそこへ出やなりませんので、すみません。

質問も含めてですが、すぐに行政のほうからお答えいただけたらと思います。まず1点目は、16ページの文章表現で「過大にならない範囲で」と、こう表記してございますね。このことがいいのかなと。あるいは、何を指すのかなと思います。

2点目、24ページ「地域の特性に合ったコミュニティ、交通ゾーン」と書いてありますね。これはまた第二次案で、そこら辺の具体案が出されるのかどうか。

三つ目、31ページ、最後の行ですが、「教育環境を適切に整えるなど」とありますが、中身は何を指すのか、ちょっと判断に迷います。もし、それを第二次案に具体的に出示しますということであればいいんですが、そこら辺ちょっとあやふやな表記です。

それから44ページ、「総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏を検討し」とありますね。うん、これがふっと思ったのは、元の形に戻るようなものなのか、あるいは

は権限をもっと与えるという形の中で検討するのか、そこら辺が非常にはっきりしません。そこら辺のお答えと。

それから次、45ページ。これは5点目になりますかな。これは、岡野委員が言われたことと関連するというか、同じになるんですが、今のご発言にもありましたように「活力のあるまちづくり」とも関連しますが、結局、財政難はようわかるんですが、この第一次案では、抑えるということが多くて…。私らは、積極性がちょっと出ていないなど。やはり地域の活性化ということは、非常に大事やと、こういうようなことを思いますので、そこら辺をわかる範囲でお答えをお願いします。以上です。

村澤会長

はい。いくつかありますので、一括して言葉の表現から少し詳しく言っていたところは、説明いただきたいんですが、では、お願いいたします。

<事務局>

まず、44ページの「総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏」という表現がございしますが。これにつきましては、新たな総合支所の区域を見直してしまうと、そういうことではなしに、この四つのエリアで地域振興をこうやって考えていきますように、やはり地域振興などを考えますと、少し個々の総合支所単位ではなしに大きいエリアで考えたほうが、しっかりした考えができるということもございします。そういった機能を生かしていくという意味で捉えてもらえれば、結構かなと思います。そういったまとまったような機能を持った行政圏を検討していく。これがもう一つの考え方として、出しているつもりでございします。緊縮だけでなく、積極的な構想の位置付けという、確かに市民の皆さんが将来に夢を持てるような、前向きなところでもしっかり書いていくということは、非常に大切だと思います。もう少し具体的なところは、少し重点プログラムの中で検討していきたいと思いますが。構想としましては、この10年間でしっかりまちづくりを進められるような内容ということで、今回まとめさせていただきましたが。何よりも、この前提としては、やはり行財政改革の中でしっかりした財政基盤をつくって、その上に立って、いろいろな事業、施策をやっていくということになりますので、少しそこは書き足りない所があるかもわかりませんが、次の重点プログラムも含めまして、もう少し検討していきます。

村澤会長

十分な説明になっているかどうか、ちょっと無理かわかりませんが、第一次試案ということですね。第二次試案の中には、もうちょっと具体的な表現が入ってくると思いますから、それを待っていただきたいと思います。

最後にお一人、柏木さん、お願いしたいと思います。では、柏木委員から最後の質問をさせていただきます。

柏木委員

ありがとうございます。時間が無いことですので、細かいことには触れませんが大変わかりにくいという、もう少しわかりやすくということで、お願いしておきたいと思います。

今、この第一次試案で、まだ検討する所がありますので、第二次試案をやるときにはもう少し厚いものになってくると思います。総合計画そのものになりますと、この

数倍の厚さがたぶん出てくると思うわけですが。この概要の部分とこの試案の、今でいうこの本誌の部分との整合性がどうも取れていなくて、大変にわかりにくくて、自分自身が読むときにも、これは章立てをしているんだけども章はどこにも出てこないし、括弧とか、1とか丸とか、どういう基準で打っているのかというのが、もう一つ明確にありません。その整理をしていただくと、もっとわかりやすくなるのではないかなと思いました。

それから、今いろいろな議論の中にもありました、「構想とは何ぞや」というようなことが議論の中に出てきていましたが。市民が読んだ場合にも、用語解説・用語説明の中に「アウトソーシング、アクセス云々」というのはあるんですが。これはそれとしましても、「構想とは何ぞや」とか、行政がよく使う言葉についても、用語解説・用語説明が要るのではないかなと。もう一つわかりやすく、私たち自身にもなりますので、その辺の整理をきちっとつけていただくと、さらにわかりやすいものになるのではないかなということで、第二次試案を出していただくにあたってのお願いということなんですけど、お願いいたします。

村澤会長

ありがとうございます。当然、多くの人に読んでいただくことになると思いますから、わかりやすい表現、言葉遣いで、お願いしたいということです。今後、第二次試案については、その点を配慮していただくということで、事務局にお願いしておきたいと思います。

これでちょっと質問を打ち切る予定でしたが、吉田委員から最後にひと言どうぞ。

吉田委員

先ほどの杉田委員からの数字でございますが、数字が出てまいりましたので、ちょっとご紹介しておきます。40歳以上の介護保険の掛け金を払ってみえる市民が、15万9021人でございます。65歳以上で、介護保険を使用されている方、これは9千何ぼだったと思うんですが、9千で割りますと5.7%ということでございますので、またまた、低い数字だと思います。

それから、もう一つ最後の質問に答えさせていただきますが。この基本構想試案ですが、非常にようまとまっておるんだらうなと思いますが。やはり、官僚の方の作文というところが非常にあるものですから、これからは、こういう行政主導ということも必要なんでしょうけれども、なかなかお金が無いものですから「絵に描いた餅」という形になっていく可能性が大きいものですから。やはり民間の活力を利用するといましようか、民間主導で、いろいろと活発に事業をやっているというの、いろいろとあるんじゃないかと思います。

私の知っておるのでは、NPOですけれども、子育て支援などで頑張って、ほとんどボランティアみたいな感じで頑張ってみえますが。こういう市民活動を活発させていかないと、なかなかうまいこと、コミュニティというのは形成されないと思うのです。こういうのは、大してお金が必要わけじゃないんですが、こういう資金援助というのはこの計画書の中で、どの辺に入ってくるのでしょうか？

村澤会長

市民が中心になってやっていくということになれば、当然、市民の力をどういうぐ

らいに活用していくかということになるんですが、そのときの財政的な裏付けはどういう具合にこの計画の中でなっておるのかという質問ではなかったかと思うんですが、その辺のところ、もう具体的な議論や準備はされていますか？

それでは、わかっている範囲内で説明してください。

<事務局>

まずNPO等の市民活動の支援になりますけれども、具体的な計画としては18ページ「まちづくりの目標」の5番目です。「参画と協働のまちづくり」の2段落目で、「公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて」という、大きな方向性を出しております。また、こういったものを踏まえまして、37ページ「参画と協働のまちづくり」におきまして、具体的にこういった支援をしているのか。その方向性を整理しているところでございます。

あと財政のことですが、先ほどから行財政改革であるとか、財政にかかわる質問がございます。実はこの総合計画の策定と併せまして、行財政改革につきましても、外部の方々によって構成する行財政改革推進委員会、あるいは庁内には行財政改革推進本部というものがございまして、たとえば、その財政のあり方であるとか、行財政改革の進捗状況について点検、評価をいたしております。そういったものを総合計画の中に生かしていくというのが、庁内での模式図になるわけです。

その中で、財政についても、たとえば、基本構想の10年間でどれだけ投資が可能なのか。あるいは、基本計画の5年間で、どれだけ投資ができるのかということにつきましても、今、少し整理をしておりますので、また基本計画ができるまでに、お示しができると思っています。

村澤会長

ありがとうございます。どんな良い計画をつくっても、それをやはり実現していくということが非常に大事なことであり、特に市民の力をいかに、今後の計画実現のために参加していただくかということが、大事なことだと思いますから、それも含めて第二次案では、もう少し具体的な裏付けを説明していただきたいと思います。

それで、きょうは時間の関係もありまして、できれば4時半までには終わりたいなと思っております。これで素案の審議を打ち切るわけではなくて、さらに議論を深める意味で、これは4回目のときに、「試案が出た段階で、またグループ分けして関心のあるテーマについて議論していったらどうか？」ということで、進めていっておりますから、この事項表の第二の「今後の進め方について」という項目の所に入りたいと思います。

それで、今後の進め方のスケジュールについてですが、少しまちづくり計画課で今後のスケジュールをお考えいただいておりますから、その辺のところをちょっと説明していただきまして、具体的な班分けをして、分科会で議論をするという方向に持っていきたいと思っております。ちょっとでは、その辺のところを説明していただけますか。

<事務局>

それでは、これからのスケジュールにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。お手元の中に、総合計画策定課からの主なスケジュール案がございます。ちょっと、ご覧をいただきたいと思っております。まず、本日9月ですけれども、「総合計画審議会の

開催」ということになっております。これの始まる前に、各地域審議会の代表の方が来ていただきまして、市長から諮問書を手渡していただいております。そういうことで、9月の中ごろから10の地区の地域審議会それぞれで、審議会が開催をされます。

10月に入りますと、月1回程度の開催になると思いますが、各地区の地域審議会の開催。それから、この総合計画審議会の開催。それから、10月の末には、第6回のまちづくりフォーラムが予定されております。庁内でもいろいろとプロジェクトチームで、先ほどの重点プログラム等の基本計画を検討しておりますので、11月に入りますと初めのころに基本構想の第二次案、それから基本計画試案、これの作成がこの時期に出来てくるということになっております。

同じく並行して、地域審議会での審議、それから、この総合計画審議会での審議が計画されます。12月になりますと、まず各地区地域審議会から、それぞれ答申をいただいてまいりたいと思っております。それを受けまして、最終的にこの審議会での審議をいただいた上で、1月には、この総合計画審議会からの答申をいただきまして、最終計画案の作成につなげてまいりたいと思っております。

3月には、構想につきましては議会の議決事項になりますので、3月末でこの計画の策定にもっていきたいと、そういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

村澤会長

ありがとうございます。だいたいのスケジュールをご理解いただいたと思いますが、本日6回目の総合計画審議会を開催したわけですが、第7回総合計画審議会では、素案についての我々のまとめとか、そういう審議を持ちたいと思っております。そのために9月の間に分科会を設けて、各テーマごとに議論を深めていただくと。それをまた10月の審議会に持ち寄っていただいて発表していただくなり、書面でいただくなり、いろいろな形があると思うんですが。あとでも、それをまた市のほうに、前回と同じように意見として出すと。そういう手順でいきたいと思っております。

それで、少し独断になったかもわかりませんが、市の事務局と相談しまして……。そこに配布していただいていると思うんですが、「これまでの計画策定過程における基本理念の変遷について」というように、変遷ということでちょっと表が出ておると思っております。それで、上の所を見ていただくと「新市まちづくり計画の四つの基本理念」、それから「市政方針の三つの柱」、これは、市長の市政方針です。それから「基本理念」、それから「基本構想試案におけるまちづくり施策体系」、「まちづくりの目標・施策」そういうようなことを、整理しております。

それで、前回とほとんど同じような形になるかわからないんですが、分科会を、やはり今回も三つ設けたいなと思っております。それで、一番右側に「分科会の案」として、三つの分科会、一つは「美しい環境と共に共生するまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり」という観点から、この試案を検討していただく。それから、2班は「豊かな文化と心を育むまちづくり、参画と協働のまちづくり」、こういう観点から試案を検討していただく。それから、三つ目の班として「活力あるまちづくり」という分科会で、こういう「活力あるまちづくり」という観点から、この試案を検討していただく。こういう具合に班を設けて、さらに深い議論をしていきたいと思う

わけです。

いくつか、もっと班を持ってもいいかなと思ったんですが、あまり人数が少ないと、あまり深まった議論ができないと思いますから、だいたい10人ぐらいのメンバーで検討していただければいいのかなと、こういう具合に思っております。やり方についても、前回と同じように、まとめの方をお決めいただいて、その人を中心にして、この三つの観点から試案を検討すると、深めると。そういう具合にしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか？ よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それじゃ、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

それで、早速ですが、前回と同じグループに入っていただいても結構ですが、今度は別な観点から検討したいという方もいらっしゃると思いますから、同じく配布しておる資料の中に、宛先として「津市総合計画審議会会長」宛てに委員名を書いていただいて、どのグループに入るか、希望するかという用紙が入っておると思いますから、できたらこれに丸を付けていただいて、班分けの資料にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本来であれば、きょうここで、丸を書いていただいて、どの班に入るということを表示していただいても結構ですが、少し考えたいという人は後日、早い段階で事務局にお返事をいただくということも結構だと思います。13日までにこの班分けの資料を、お送りいただければと思います。きょう書いていただく方は、きょう書いていただいても結構です。

13日では、ちょっと遅いかなと思うんですけども、早く班が出来れば、その班はできるだけ、何回というわけではありませんが、2回、3回なり、検討する機会を持っていただければと思います。班がまとまり次第、事務局からその班の各メンバーに連絡をさせていただきます。

それで、2回、3回もっていただくなりして、10月に予定しております総合計画では、全体会議を開きたいと思います。そこで、各班の発表をしていただくなり、あるいは発表していただいたことに対して、全員の委員のご意見を出していただく。そういう具合にして、素案の審議を進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、併せてお話をさせていただきますが、きょうは、何回も申しますけれども十分にご意見が言えなかった、あるいは質問したかったんやけれども順番が回ってこなかったという方も何人かおられると思いますから、併せてこれもお手元に配布させていただきます。併せてありますが、「津市総合計画基本構想試案、第一次案に対する意見・提言」そういう、お書きいただく用紙を配布しております。そこに、具体的に件名・内容を書いていただいて、事務局のほうに、会長宛てに、私宛てに送っていただくなり、FAXなり、いろいろな方法があると思いますけれども、メールでも結構です。ご連絡いただければ、それも各分科会の審議の中で、取り入れさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

阿部委員 質問ですが、スケジュールを見ますと、定期審議会が9月、10月行われますね。先ほどの、試案に対する意見・提言というのは、これは委員個人としての意見ですよ。13日までということですから。審議会での意見というのは、どういうふうになっているの？

村澤会長 地域審議会の意見ですか。

阿部委員 そうです。

村澤会長 地域審議会の意見としては、これは市の事務局のほうでまとめていただけますか。それとも、一緒にこちらへ出していただけますか。ちょっと、それじゃ、説明していただけますか。

<事務局> 地域審議会につきましては、それぞれ答申・意見をいただくという形になりますので、それぞれ別です。

阿部委員 そういう形になっておるんですか。ちょっと、資料を見てもわからなかった。

<事務局> その中で、たとえば同じ案件で地域によって異なるような意見があれば、また総合計画審議会の方で、ご議論いただきたいと思います。

阿部委員 それはどこに書いてあります？

村澤会長 これは地域審議会のほうから…。地域審議会のほうでされるわけですね。

<事務局> すいません。スケジュール表の中に、12月の所を見ていただきたいんですが。

阿部委員 それは、二次案に対してでしょう？

村澤会長 第一次案に対してですね。

<事務局> あ、第一次案に対してですか。答申は、まとめて1本ということになりますので、これはまた地域審議会の概要につきましては、また意見の概要を整理してから、また…。

村澤会長 いや、ここには地域審議会の会長さんもいられますから、そのことをちょっとご心配になっておられるわけです。

<事務局> またいろいろ議論がされると思いますので、主な概要につきましては、この審議会

で紹介をさせていただきたいと思います。

村澤会長

それでは、そこら辺のところの意見集約方法については、地域審議会のほうに直接説明していただくということです。どちらかといいますと、この用紙については、この総合計画審議会の個人の意見として、お出しいただければと思います。

濱野委員

一つだけ、よろしいです？

そうすると、地域審議会へあげていったとき、その時にはもう計画まで出来ているということになりますね。何も通らんようなことでしたら、地域審議会に審議するといいますが、どうしますのやろ、これ？ こっちのスケジュールを見ると、先にもうある程度、審議会のスケジュールなども10月でしたか、11月でしたか、出来上がってしまいますね。私らが挙げてくるのが12月になってくると、もう挙げただけで、そこら辺のうまいことすり合わせだけ、お願いしますわ。

<事務局>

地域審議会の議論につきましても、その都度その都度の意見につきましては、計画の中で検討をしていきたいと思ひますし、今後、この総合計画審議会に、話のその内容を紹介をさせていただいて、また検討したいと思ひます。

最終は、地域審議会につきましては、12月に答申をいただきたいと思ひます。だいたいそのころには、ある程度のこの構想につきましては整理が出来ておると、そういうことに。

村澤会長

これは「班分けの変更13日まで」では、ちょっと遅いですね。もうちょっと早めないと、分科会を開くといつたって、あまり日が無いですよ。だから、きょう、わかっている人はきょう出してもらってもいいし、もう、ここ2~3日のうちに出していただくということで、そうでないとまた折り返し各委員に班のメンバーを送らないと。やはり、これは9月13日になっているが、これはもう今週いっぱいくらいでお願いします。

柏木委員

すいません。これは、分科会二つ、参加は駄目ですか。

村澤会長

二つ参加をしていただいても結構だけど、ただその分科会を同時に同じ時間帯にやった場合、困ると思うんですよ。

柏木委員

一方をオブザーバーとして。

村澤会長

それは別に片方の分科会のまとめ役の方がOKということでしたら、出られてもいいと思ひます。どちらかメインの方は決めておいていただかないと、重なったときに困るということです。

少し修正していただけますか。9月13日木曜日までと書いてありますが、9月8

日までにご連絡いただくということ。もし、これだと決めていただいたら、きょういただくのが一番ありがたいですけれども。折り返しまた返答して、会議の日程などを連絡するとだいぶ遅くなりますから、9月8日ということをお願いしておきます。

<事務局>

9月7日は金曜日、8日は土曜日ですので…。

村澤会長

8日は土曜日ということですので、9月7日の金曜日までをお願いします。

岡野委員

会長、ちょっといいですか？

この施策体系の分科会ですが、この項目に挙がらない議題がありますよね。一般的なことはどうしますか。ここで言うわけですか？

村澤会長

それはどの立場から議論されてもいいわけですよ。おっしゃるとおり、1班と2班で同じようなことを議論されても、見方が違うわけでしょう。

岡野委員

そういうこともありますし、そうではなくて、オーバーオール構想についてとか、行政改革についてとかいろいろありますが、ここに入らない項目があります。それもこの中で言えばいいのでしょうか。

村澤会長

それはどの分科会の中でも、それは提案していただいて結構です。横断的だと思います。だから、1の分科会でも構想についてどうだとか、2の分科会でも構想についてとかという場合もあります。それは全体は、またここで調整しますから、各班でこういう立場からということで議論していただいたらどうでしょうか。

それでは、そういう手順を進めていきたいと思っております。ご協力よろしく願いいたします。これをだいたい9月から10月上旬ですが、10月に開催します第8回になりますか。総合計画審議会の日程がまだ決まっておられませんから、それまでに2回ないし3回なり、各班で検討していただくということでどうでしょうか。

10月の日程はだいたい決まっていますか。説明していただけますか。では、あとで事務局から説明していただくそうです。一応、10月の総合計画審議会では、班単位の検討していただいたことを持ち寄っていただくということをお願いしたいと思います。それから、先ほど説明ありましたように、11月、12月については、基本構想の試案の第二次案について検討するということが予定しておいていただきたいと思えます。

きょうは、以上で終了したいと思います。事務局から何か追加の説明がございましたらお願いいたします。

<事務局>

次回の分科会の日程につきましては、分科会の希望の集約が済み次第、日程調整をさせていただきますと思います。それから、10月に入ってから次回の審議会でございますが、分科会の状況を見て、日程調整をさせていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

村澤会長

それでは、これで、本日の会議を閉会したいと思います。どうも長時間、ご苦労さまでございました。

- 終了 午後5時00分 -